

財務省告示第二十四号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十五年十月二十九日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年一月十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 (十年)						国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
		第 二 百 十 回	第 二 百 十 回	第 二 百 十 回	第 二 百 六 回	第 二 百 六 回	第 二 百 四 回	第 二 百 三 回	二百五十億円	百五円二十九銭三厘
四 百 八 十 億 円	百 億 円	二十 億 円	三十 億 円	三十 億 円	三十 億 円	二十 億 円	二百五十億円	二百五十億円	百五円二十九銭三厘	